

医療保険契約書

この契約書は_____様 ご利用者様（以下敬称略「利用者」と略します）と、はまなす訪問看護ステーション（以下「事業所」と略します）との間で、訪問看護サービスの契約を行うために作成します。

第1条（契約の目的）

事業所は、健康保険法及びその他の関係する法令並びにこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅において、その心身の状態や有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、次のサービスを提供いたします。

訪問看護サービス 契約の開始 令和 年 月 日

第2条（利用者負担金及びその滞納など）

- 【1】 この契約に関わる利用者負担金は、契約書別紙及び料金表の通りです。
- 【2】 利用者が正当な理由なく、事業所に支払うべき利用者負担額を2ヶ月分以上滞納したときは、事業所は1ヶ月以上の猶予期間を置いたうえで支払いの期限を定め、この期間までに利用者が利用者負担金を支払わない場合は、契約を解約する旨、通告することができます。
- 【3】 第2項に定める通告を行った場合は、事業所は居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へその旨を連絡します。
- 【4】 事業所は、調整の努力を行い、かつ調整の期間（通告から1ヶ月）を経過した場合、この契約を文書により解約する事ができることとします。

第3条（利用者負担金の納入）

- 【1】 前条に定める利用者負担金については、サービスを利用した月毎にまとめた上で、サービスを利用した月の翌々月の指定する日まで（20日）に請求致します。
- 【2】 利用者は、事業所が指定する日翌々月の25日までに、利用者の指定する金融機関より口座引き落としとさせていただくか、やむを得ない場合は現金でお支払い下さい。
- 【3】 前項に定める引き落としに要する料金については、事業所の負担とさせていただきます。
- 【4】 利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金のお支払いを受けた後差し上げます。

第4条（利用者の解約権）

- 【1】 利用者は、7日間以上の予告期間を設けることにより、この契約をいつでも解約することができます。
- 【2】 事業所が正当な理由なくサービスを提供しなかった場合、守秘義務違反した場合、著しい不信行為があった場合は、前項の規定に関わらず予告期間を設けることなく、契約を解約することができます。
- 【3】 この規定により契約を解約する場合であっても、損害賠償請求の権利に影響を及ぼすものではありません。

第5条（事業所の解約権）

- 【1】 事業所は次の場合に限り、契約を解約することができます。
 - ① 利用者、家族が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為（暴力、大声を発するなど乱暴な言動をする、対象外のサービスの強要、体を触る等当事業所の規定するハラスメントに該当すると判断した行為）により、契約を継続することが困難となった場合
 - ② 許可なく音声録画や画像、動画を撮影、SNSへ掲載するなどの行為
 - ③ 利用者が事業者の通常の事業の実施区域外に転居し、事業者においてサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合

第6条（契約の終了）

- 【1】 この契約は、次のいずれかに該当する場合、終了します。
 - ① 利用者から第2条第2項に定める契約を終了させようとする意志表示があり、契約期間が満了した場合
 - ② 第4条に定める利用者からの解約の意志表示がなされ、予告期間を満了した場合
 - ③ 第5条に定める事業所からの解約の意思表示がなされた場合

- ④ 利用者が介護保険施設等に入所した時
- ⑤ 利用者が死亡したとき

第7条（損害賠償）

- 【1】 事業所は、サービスの実施にあたり、自己の責任に帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産などに損害を与えた場合は、その損害を賠償します。ただし、利用者または利用者家族に故意又は過失が認められる場合については、利用者の置かれた心身の状況を勘案して、相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 【2】 事業所は、利用者の生命・身体・財産などに損害を与えた場合は、直ちにその原因、対応などの概況を記載した文書を、利用者又は利用者家族に交付し、合わせて状況を十分に説明いたします。
- 【3】 事業所は事故の責任に帰すべき理由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ、以下の項目に該当する場合には、事業所の損害賠償責任を免れます。
 - ① 心身の状況及び病歴等の重要事項やサービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取、確認に対して、利用者または利用者家族が事業所に故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
 - ② 利用者の急激な体調の変化など、事業所の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合。
 - ③ 利用者が、事業所もしくはサービス従事者の指示や依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合。
- 【4】 前項の義務履行を確保するため、事業所は損害賠償保険に加入します。

第8条（苦情対応）

- 【1】 利用者はいつかなる時においても苦情の申し立てを行うことができ、また苦情の申し立てを行う事により、事業所は利用者に対し一切不利益な取り扱いを致しません。
- 【2】 事業所は、提供されたサービスについて、利用者からの苦情を受ける窓口責任者及びその連絡先を明らかにすると共に、利用者からの苦情があった場合は、迅速且つ誠実に対応します。
- 【3】 事業所は必要に応じて、市町村等へ苦情の概要について報告し、適切な対応について指示を仰ぎます。

第9条（サービスの提供の記録など）

- 【1】 事業所はサービス提供の記録などを整備し、完結の日から5年間は適正に保存し、利用者や利用者の後見人(必要に応じて利用者家族も含む)の求めに応じて閲覧に供し、あるいはその複写を交付します。
- 【2】 事業所は、第6条に定めた契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得たうえで、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者等へ、サービスの提供の記録などの写しを交付するものとします。

第10条（守秘義務）

- 【1】 事業所は、サービスを提供するうえで知り得た、利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後、また、関係職員の退職後においても第三者には漏らしません。
- 【2】 第1項の規定にかかわらず、事業所は、「児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律82号）」「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律79号）」「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）」に定める通報ができるものとし、その場合事業所は、秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。
- 【3】 事業所は、利用者及び家族に関する個人情報について下記のとおり取り扱うこととします。利用者がこの取り扱いのなかで同意できない事項がある場合は、あらかじめ申し入れるものとし、事業所は申し入れの趣旨にそって誠実に対応するものとします。

<利用者の個人情報の取り扱いについて>

はまなす訪問看護ステーションおよび社会医療法人新潟勤労者医療協会は、個人情報の保護に関する方針を定め、個人情報の利用にあたっては、以下の利用目的の範囲でのみ利用いたしますので、あらかじめご了承ください。

1) 看護サービスを提供するための通常業務での利用目的

下越訪問看護ステーションでは、看護サービスを提供するために、通常の業務において次の目的で利用者の個人情報を利用いたします。

<事業所内での利用>

- ① 利用者へのサービスの提供および説明
- ② 利用者の家族への説明
- ③ 利用者のサービスの向上を目的とした研修及び症例研究
- ④ 医療保険事務および会計、経理事務
- ⑤ 事故等における報告
- ⑥ サービス、業務の維持、改善のための基礎資料
- ⑦ 事業所における学生等の実習などへの協力
- ⑧ 利用者に係る管理運営業務

<事業所外への情報提供を伴う利用>

- ① 利用者を担当する居宅介護支援事業所・地域包括支援センターや他の居宅サービス事業者、または介護保険施設および医療機関等ならびに保険者との連携、照会への回答
(ICTやFAX、メールなどの媒体を通しての情報共有を含む)
- ② 介護報酬請求業務等の介護保険事務
- ③ 実施指導等への対応や第三者評価機関、外部監査等への情報提供
- ④ 事故の報告、損害賠償保険等に係る保険会社等への相談または届出等

2) 第三者への提供

利用者及び家族に関する個人情報は、あらかじめ利用者(利用者が重度の認知症の場合は家族)の同意をいただくことなく、事業所および社会医療法人新潟勤労者医療協会の職員以外の者に提供することは致しません。ただし、上記1)に該当する場合は、特に申し入れがない限り、看護サービスを提供するための通常業務として必要な範囲において第三者に提供いたします。

※この取り扱いについて同意しがたい事項がある場合は、その旨を担当者(説明者)または管理者まで申し入れ願います。申し入れが無いものについては、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。

3) 外部委託について

当事業所が業務を委託する相手に、利用者の個人情報を預ける場合があります。その場合は、委託先において、個人情報の管理が適切に行われていることを事業所の責任において監督します。

4) 個人情報に対する安全対策

私たちは、個人情報の紛失、破壊、外部への不正な流失、改ざん、不正アクセスを防ぐために、個人情報保護規定を整備し、合理的な安全対策を講じています。

5) 個人情報の開示・訂正・利用停止・削除

利用者の個人情報について開示を希望される場合、および個人情報の訂正、利用停止、削除等を希望される場合は、担当窓口まで申し入れ願います。ご希望に対し、私たちの規定に従い誠実に対応させていただきます。その際、所定の料金をいただく場合があります。

以上の内容にご同意いただいたうえで、必要な情報の提供をお願いいたします。

必要な情報を提供いただけない場合には、サービスの提供に一部支障をきたすことがあります。

【4】前項以外の目的、相手方に情報提供する場合は、別に文書により同意を得ることとします。

第11条(契約外条項)

健康保険法及びその他の関係する法令並びにこの契約書の定めのない事項については、利用者と事業所の協議により定めることとします。

重要事項説明書

1 はまなす訪問看護ステーションの概要

法人名	社会医療法人 新潟勤労者医療協会
事業所名	はまなす訪問看護ステーション
所在地	〒951-8011 新潟市中央区入船町3丁目3629番地1 TEL 025 (228) 4020 (代表) FAX 025 (228) 4027
営業日	日曜日・祝祭日・お盆（8/13～15）年末年始（12/30～1/3）を除く毎日
営業時間	午前8時30分～午後5時00分まで （ただし、土曜日は午前8時45分～午後12時30分まで）
通常の実施地域	新潟市中央区
訪問看護員数	6名以上（管理者含む）
リハビリ職員数（理学療法士・作業療法士）	1名以上

2 提供するサービスの内容

- ☆ 血圧測定など病状の観察と助言。
- ☆ 体拭き、入浴、着替え、おむつ交換、足浴など清潔に関する援助。
- ☆ 廃用症候群の予防に関する援助。
- ☆ 寝たきりや麻痺のある方等の機能訓練、移動の介助、散歩など総合的な自立支援に向けたリハビリテーション。
- ☆ 床ずれの予防と手当てに関する援助。
- ☆ 医療処置の必要な方（経管栄養、インスリン注射、人工肛門、吸引など）への援助。
- ☆ ご家庭への助言、相談、その他。
- ☆ 自宅で最期まで過ごしたい方への援助（ターミナルケア）。
- ☆ 精神的な援助を必要とする方への援助。

3 訪問看護の開始に際しては主治医による『訪問看護指示書』に従い、「訪問看護計画書」を作成しサービス提供後は「訪問看護報告書」を作成します。それらを主治医に提出すると共に、密接な連携を行います。

4 訪問看護利用料

それぞれの保険の種類に応じた負担割合となります。（下記料金の1～3割負担）医療保険料は、法定利用料に基づく金額です。法定利用料が改定される場合は、この料金も自動的に改定させていただきますこととなりますのでご了承ください。なお、改定料金は別途書面でお知らせいたします。

訪問看護基本療養費 (1日につき)	3日/週まで	5,550円
	4日/週以降	6,550円
難病等複数回訪問加算	1日に2回訪問	4,500円
	1日に3回訪問以上	8,000円
緊急訪問看護加算 (診療所・在宅療養支援病院の指示) 月14日目まで		2,650円
	月15日目以降	2,000円
長時間訪問看護加算 (週1回・15歳未満は週3回) 特別管理加算の対象者など、90分を超える訪問看護		5,200円
乳幼児加算 (1日につき) 6歳未満 超重症児・準重症児 別表7,8の場合		1,800円
	上記以外の乳幼児	1,400円
複数名訪問看護加算(看護師) 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者 その他職員(看護師含む)厚生労働大臣が定める疾病等の利用者 以外 その他職員(看護師含む)厚生労働大臣が定める疾病等の利用者 制限なし	週1回	4,500円
	週3回	3,000円
	1日1回	3,000円
	1日2回	6,000円
	1日3回	10,000円
夜間早朝加算 (18時~22時 6時~8時の訪問)		2,100円
深夜加算 (22時~6時の訪問)		4,200円
外泊 (入院中の1泊2日以上) (別に厚生労働大臣が定める者に限る)		8,500円
訪問看護管理療養費 (1日につき)		
月の初日の訪問の場合		7,710円
月の2日目以降の訪問の場合		3,010円
24時間対応体制加算 (1ヶ月につき)		6,800円
特別管理加算 (別に厚生労働大臣が定める状態等にある者)		5,000円又は2,500円
院時共同指導加算 (退院前の指導・連携)		8,000円
特別管理指導加算 (特別な管理を必要とする者)		2,000円
退院支援指導加算 (退院日の訪問) (退院日の長時間退院支援への加算)		6,000円
		8,400円
在宅患者連携指導加算 (文書等により情報共有し療養上必要な指導)		3,000円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (月2回限度)		2,000円
看護・介護職員連携強化加算 (喀痰吸引を必要とする者)		2,500円
訪問看護医療DX情報活用加算		50円
訪問看護医療情報連携加算 (1ヶ月につき)		1,000円
情報提供療養費 (各1ヶ月につき) 1.市町村等 2.入学・転校等 3.保険医療機関等		
ターミナルケア療養費1		25,000円
在宅又は特別養護老人ホーム等で死亡日及び死亡日前14日以内に 2回以上実施かつ支援体制について説明した上で実施した場合		
ターミナルケア療養費2		10,000円
特別養護老人ホーム等で看取り介護加算等算定している場合		
訪問看護ベースアップ評価料 (I) (1ヶ月につき)		1,830円
訪問看護物価対応料1 (1日につき)		
月の初日の訪問の場合		60円
月の2日目以降の訪問の場合		20円

その他の利用料（保険外）消費税（10%）が含まれます

- (1) 営業時間内・時間外であって1時間30分を越える訪問看護料 30分あたり2,200円
- (2) 営業日以外の休日に訪問看護サービスを行った場合は、休日加算として別途1,100円を徴収する。
- (3) 在宅以外の付き添い看護料 30分あたり2,200円
- (4) キャンセル料 1,100円

利用者の都合でサービスを中止する場合には、サービス利用の前日営業時間内までにご連絡下さい。ご連絡がなくご自宅に訪問した場合、上記以降のご連絡の場合にはキャンセル料をいただきます。容態の急変による受診や入院等、緊急やむを得ない事情の場合はいたしません。

- (5) 交通費として訪問看護ステーションから距離に応じて、次の額を徴収する。

片道 5km未満	220円
片道 5～10km未満	330円
片道 10km以上	550円

- (6) 死亡後のケア 11,000円

各種、助成制度について

- ・指定難病の方は自己負担上限額まで、複数の指定医療機関で自己負担がかかります。
 - ・マル障受給者証をお持ちの方は、1日250円で利用できます。
 - ・高額療養費が現物給付されるなど、利用者負担に限度額があります。所得区分や年齢、認定証の提示で自己負担限度額が異なります。
- *尚、利用料の請求は1ヶ月分まとめて翌々月に請求書を発行します。お支払いは翌々月の25日にご指定の銀行口座、又は郵便局より引き落としいたします。引き落としにかかる手数料は、法人が負担いたします。現金払いを希望される方は、ご相談ください。

5 苦情相談窓口

当事業所が提供するサービスに関する相談や苦情は、次の窓口で受け付けます。

苦情相談窓口責任者 管理者 近 美恵子
電話 025 (228) 4020

6 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、主治医、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事業所内で規定した緊急時の対応方法に基づき、速やかに主治医への連絡を行う等、必要な措置を講じます。

8 サービスの利用に当たって利用者が注意すべき事

- ☆ 訪問看護員に対し、贈り物、茶菓の提供はご遠慮下さい。
- ☆ 訪問看護でお受けできないサービスは以下の通りです。
買い物・年金など金銭の取り扱い・調理・掃除等
ただし緊急、やむを得ない場合はお受けする場合があります。
- ☆ 感染予防の為、医療処置やおむつ交換などを行っている方は、処置の前後に手洗いをさせていただきます。洗面所をお借りいたしますが、できましたら消毒用石鹸をご用意下さい。
- ☆ 緊急時呼び出しなどに備えて、複数の看護師で訪問させていただきます。看護師に対しての要望・ご意見・ご不満などありましたら、ご遠慮なく管理者にご相談下さい。
- ☆ 利用者の急変や道路事情などで時間通りにお伺いできない事もあります。訪問時間や曜日の変更を希望される方は、訪問看護員にお伝え下さい。
- ☆ 訪問時間や曜日のご希望にはできるだけ応えたいと思っておりますが、ご利用者様の容態急や、道路事情や災害などで通常の訪問ができない場合があります。あらかじめご了承下さい。

9 サービス利用にあたっての禁止事項

大切なペットを守るため、また職員が安全にケアを行うためにも、訪問中はリードをつけていただくか、ケージや居室以外の部屋へ保護するなどの配慮をお願いいたします。職員に怪我をさせた場合、かかった治療費は全額負担していただきます。

令和 年 月 日

事業者より上記の内容について説明を受け、同意しました。

上記のとおり契約書及び重要事項説明書をふまえ、契約を締結します。

契約を証明するために、本契約書を2通作成し、利用者及び事業者の双方が署名のうえそれぞれ1部ずつ保管します。

(事業者) 所在地 新潟市中央区入船町3丁目3629番地1

事業所名 はまなす訪問看護ステーション

管理者 近 美恵子

説明者 近 美恵子

(利用者) ご住所

お名前

(代理人) ご住所

お名前

下記内容について、加算料金を上乗せすることに同意いたします。

24時間対応体制加算について（1ヶ月につき6,800円）

当ステーションではご利用者の方に安心して療養していただくために、休日や時間外においても、緊急時訪問看護を必要に応じて行える体制をとっております。急な病状の変化や悪化等によりご相談したい場合や、主治医に連絡が取れない時に、常時連絡が取れるための加算です。休日や時間外でも相談ができ、必要に応じて訪問看護を行います。

情報提供療養費（1ヶ月につき各1,500円）

1.市町村等 2.入学・転校等 3.保険医療機関等

訪問看護医療DX情報活用加算（1ヶ月につき50円）

健康保険情報と一体化したマイナンバーカードを通して、オンラインでの資格確認を行います。取得した資格情報をもとに、電子処方箋システムや電子カルテ情報共有サービスとの情報連携を行い、医療情報を活用した訪問看護を提供します。

(利用者) お名前

(代理人) お名前